



## 参議院憲法審査会規程

平成 19 年 5 月 18 日に公布された「日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「憲法改正手続法」という。）」第 151 条は、憲法改正の発議に係る手続を整備するため国会法第 11 章の 2 の規定を改めるとともに、国会法に第 6 章の 2 及び第 11 章の 3 を追加する規定です。これにより国会法に、かつて衆参両院に設置されていた「憲法調査会」に代わって日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行うとともに、日本国憲法の改正案の原案や日本国憲法の改正手続に係る法律案などを審査する「憲法審査会」を衆参両院に設置する規定や、憲法審査会の審査に必要な手続に関する規定が整備されました。ちなみに憲法改正手続法のうち、憲法審査会を衆参両院に設置する規定など同法第 151 条の一部の規定については、同法附則第 1 条ただし書の規定により第 167 回国会の召集の日（平成 19 年 8 月 7 日）に施行されました。

憲法改正手続法の一部施行により改正された国会法第 102 条の 10 には、「第 102 条の 6 から前条までに定めるもののほか、憲法審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。」とあります。これは憲法審査会に関し、衆参両院に憲法改正手続法で規定されていない細かなルールを定める義務を課するという趣旨ではなく、当該ルールは衆参各院が自律性に基づいて判断するという趣旨で置かれている規定です。この規定に基づき、衆議院では平成 21 年 6 月 11 日に憲法審査会の組織及び運営に関するルールとして「衆議院憲法審査会規程」を議決しましたが、参議院には衆議院憲法審査会規程のようなルールがなく、参議院憲法審査会は始動できる状態に至っていませんでした。

平成 23 年 5 月 18 日に議決された「参議院憲法審査会規程（以下「審査会規程」という。）」では、まず憲法審査会の組織及び運営に関し、委員数を 45 名とすること、会期中であると閉会中であることを問わず審査会を開会できること、会議を原則として公開とすること、憲法審査会事務局を置くことなど、かつて参議院に置かれていた憲法調査会の組織及び運営に関するルール（参議院憲法調査会規程）を基本的に踏襲した規定を整備しています。

また、憲法調査会と違い憲法審査会では議案の審査を行うことになるため、審査会規程では議事を出席議員の過半数で決すること、日本国憲法の改正案の原案に関する公聴会の開催を義務とすること、合同審査会を開く場合には決議を義務とすることなど、参議院憲法調査会規程にはなかった規定を新たに整備しています。

さらに審査会規程では、参議院規則の規定のうち議案審査の手続に関する規定、委員長の権限に関する規定、政府参考人に関する規定、請願の処理に関する規定など、議案審査に係る委員会に関する規定を準用しています。

審査会規程が議決されたことで、参議院憲法審査会はようやく始動できる状態に至りました。今後は審査会規程に「議事その他の運営等に関し必要な事項があれば、憲法審査会の議決により定める」という趣旨の規定が置かれていることを念頭に置き、活動を重ねていく中で、より良い憲法審査会の運営に向けた議論を深めていくことが求められます。

まさき ひろゆき  
（政木 広行・憲法審査会事務局総務課）